

ハチの巣の相談



例年、7月～9月頃に「ハチの巣」の駆除等について相談が多く寄せられます。「ハチの巣」を見つけた場合は、下記を参考にしてください。

○ハチの巣の駆除相談

町では私有地の樹木等にできてしまったハチの巣は駆除していません。ハチの駆除方法等については、下記へご相談ください。(相談は無料です。) 埼玉県ペストコントロール ☎048-854-2890

○ハチに刺されないためのポイント

- ・巣に近づかないようにしましょう。
- ・ハチを追い払おうとしないようにしましょう。

○ハチに刺された場合の対処法

- ・速やかに巣から離れ、安全な場所へ避難してください。
- ・患部を冷やし、水で洗い流して毒をしぼりだし、抗ヒスタミン軟膏をつけてください。
- ・症状がひどい場合は、早急に医師の診察を受けてください。

○スズメバチの巣の駆除

スズメバチの巣の駆除は大変危険です。駆除する場合は専門の業者に依頼することをおすすめします。

総務課のお知らせ

問合せ / 文書担当 ☎991-1896

松伏町情報公開条例及び 松伏町個人情報保護条例の運用状況について

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	9	0	8	3	11
合計	9	0	8	3	11

注) 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

2 松伏町個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
農業委員会	2	1	1	0	2
合計	2	1	1	0	2

注) 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

(2) 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。